

衆議院文部科学委員会ニュース

【第198回国会】平成31年4月10日（水）、第8回の委員会が開かれました。

- 1 ①大学等における修学の支援に関する法律案（内閣提出第21号）
- ②学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）
 - ・城井崇君（国民）提出の①及び②に対する両修正案について、提出者城井崇君（国民）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・両案及び両修正案について、柴山文部科学大臣及び政府参考人並びに修正案提出者城井崇君（国民）に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
（質疑者）菊田真紀子君（立憲）、川内博史君（立憲）、牧義夫君（国民）、畑野君枝君（共産）、杉本和巳君（維新）、吉川元君（社民）、笠浩史君（未来）
 - ・畑野君枝君（共産）提出の①に対する修正案について、提出者畑野君枝君（共産）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・両案及び各修正案に対し、初鹿明博君（立憲）、城井崇君（国民）、畑野君枝君（共産）、杉本和巳君（維新）、吉川元君（社民）が討論を行いました。
 - ・①に対する畑野君枝君（共産）提出の修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
（賛成－共産、社民 反対－自民、立憲、国民、公明、維新、未来）
 - ・①に対する城井崇君（国民）提出の修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
（賛成－国民 反対－自民、立憲、公明、共産、維新、社民、未来）
 - ・①について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、国民、公明、維新、未来 反対－立憲、共産、社民）
 - ・①に対し村井英樹君外5名（自民、立憲、国民、公明、維新、未来）から提出された附帯決議案について、牧義夫君（国民）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、国民、公明、維新、未来 反対－共産、社民）
 - ・②に対する城井崇君（国民）提出の修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
（賛成－国民 反対－自民、立憲、公明、共産、維新、社民、未来）
 - ・②について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、国民、公明、維新、未来 反対－立憲、共産、社民）
 - ・②に対し村井英樹君外5名（自民、立憲、国民、公明、維新、未来）から提出された附帯決議案について、牧義夫君（国民）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、国民、公明、維新、社民、未来 反対－共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

菊田真紀子君（立憲）

- (1) 「学校教育法等の一部を改正する法律案」
 - ア 監事の選任について、理事長による選任ではなく、評議員会により選任する必要性
 - イ 理事長の親族を監事に選任することの可否
 - ウ 監査対象者の親族の監事への選任を禁止する必要性
- (2) 「大学等における修学の支援に関する法律案」
 - ア 国際人権規約A規約にある「漸進的無償化」に向けた今後の方策

- イ 本法律案による支援の対象とならない中間所得層に対する負担軽減の必要性
- ウ 授業料等減免に係る新制度の創設
 - a 新制度の創設が各大学により実施されている授業料減免制度に与える影響
 - b 各大学の実施する授業料減免制度による支援を受けている者に対する予算措置の必要性
 - c 新制度の創設後に入学する者への影響及び対応策
 - d 各大学が実施する授業料減免の基準が一律に厳しくなる可能性
 - e 新制度の創設が中間所得層等の負担増を招くものであり、「漸進的無償化」に逆行するとの懸念
- (3) 認証評価制度
 - ア 不正入試を理由に東京医科大学の認証評価が「適合」から「不適合」に変更されたことを踏まえ、同じく不正入試を行った他大学に対する再調査及び評価の見直しを実施する必要性
 - イ 現行制度を見直す必要性

川内博史君（立憲）

安倍内閣総理大臣の施政方針演説におけるひとり親家庭の大学進学率の上昇に係る記述

- ア 誤解を招きやすい表現であることの確認
- イ 同記述の英語訳における「As」の用法についての解釈
- ウ 同記述及びその英語訳に関し、政府として何らかの対応をとる必要性

牧義夫君（国民）

- (1) 私立大学研究ブランディング事業
 - ア 同事業の趣旨
 - イ 実施期間を平成 31 年度までとする見直しを行った理由
 - ウ 財務省が同事業の打ち切りを要求した経緯
 - エ 大学関係者等からの打ち切りへの批判に対する柴山文部科学大臣の見解
- (2) 「大学等における修学の支援に関する法律案」
 - ア 本法律案の目的
 - イ 本法律案により出生率の向上が見込めるとする根拠
 - ウ 国民民主党・無所属クラブ提出の修正案
 - a 財源の確保に係る規定に修正を加えた理由
 - b 法律の運用上の配慮に係る規定を追加した理由
 - c 支援の対象範囲の段階的な拡大等に関する検討条項を追加した理由
 - エ 制度運用に係るガイドラインを作成する必要性
- (3) 「学校教育法等の一部を改正する法律案」
 - ア 学校法人の情報公開に係る規定における「正当な理由」の具体例
 - イ 国民民主党・無所属クラブ提出の修正案において学校法人の理事長の選任及び解職を理事会の権限とした理由

畑野君枝君（共産）

- (1) 「学校教育法等の一部を改正する法律案」
 - ア 平成 26 年の学校教育法及び国立大学法人法の一部改正に係る施行通知
 - a 私立大学の学長等の人事に係る規定の強制力の有無
 - b 私立大学の学長の決定権限が理事会にあることを規定した法律の有無
 - イ 私立学校法第 24 条による理事会及び理事長の権限強化の可能性

- ウ 学校法人が作成する中期計画に認証評価の結果が与える影響
- (2) 高等教育の無償化の制度趣旨に反すると認められる学費の値上げ
 - ア 具体例
 - イ 消費税増税を理由とした学費の値上げが制度趣旨に反すると認められる値上げに該当することの確認及び柴山文部科学大臣の見解

杉本和巳君（維新）

- (1) 将来的な高等教育の完全無償化に対する柴山文部科学大臣の見解
- (2) リカレント教育の推進と生産性向上の関係
 - ア 我が国の生産性向上を図る上での「大学等における修学の支援に関する法律案」及び「学校教育法等の一部を改正する法律案」の意義
 - イ 生産性向上のためのリカレント教育の推進に係る財源の確保策及び文部科学省が中心的役割を担う必要性
 - ウ 大学等におけるリカレント教育の質向上に取り組む必要性

吉川元君（社民）

「学校教育法等の一部を改正する法律案」

- ア 学校法人の理事長及び私立大学の学長の法律上の権限
- イ 理事会は「学校」の意思決定機関ではなく「学校法人」の意思決定機関であることの確認
- ウ 学校運営における理事会と学長の役割分担の具体的内容
- エ 私立大学については政府などの権力からだけでなく、大学を経営する学校法人からも学問の自由や大学の自治が保障されるべきとの考えに対する政府の解釈
- オ 平成 26 年の学校教育法及び国立大学法人法の一部改正に係る施行通知
 - a 法改正内容に含まれない私立大学の学長の選考等に関する記述を訂正する必要性
 - b 同施行通知に基づく私立大学における学長選挙の廃止に対する文部科学省の見解
- カ 本法律案に係る施行通知
 - a 発出前に国会に提出する必要性
 - b 国会での全ての審議内容を施行通知に盛り込むか否かの確認

笠浩史君（未来）

- (1) 「大学等における修学の支援に関する法律案」
 - ア 本法律案は高等教育の無償化の第一歩であることの確認
 - イ 将来的な高等教育の無償化の実現に向けた柴山文部科学大臣の決意
- (2) 今後の高等教育機関の在り方
 - ア 中央教育審議会答申「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」において今後の検討課題とされた「地域連携プラットフォーム」について、構築に向けた今後の見通し及び議論すべき事項に関するガイドラインの策定時期
 - イ 国公立の枠組みを越えた大学の連携を推進するために法改正を含めて検討を行う必要性
 - ウ 「大学等連携推進法人制度（仮称）」の導入に向けた国の支援の在り方及び柴山文部科学大臣の決意